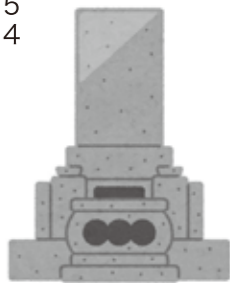


市営墓地の使用者募集

問い合わせ 環境整備課 ☎2154



墓地の使用許可条件

- (1) 墓地の使用
墓地は、焼骨の埋葬およびこれに伴う墓碑の建設目的以外には使用できません。また、墓地は他人に譲渡したり、転貸することはできません。
- (2) 永代使用料
納付された永代使用料は原則としてお返ししません。ただし、許可後5年以内に墓地を返還したときは、永代使用料をお返しします。
- (3) 使用权の継承
使用权は、相続以外に移転することはできません。ただし、やむを得ない事由によって、親族または縁故者が継承しようとするときは、継承による移転申請書に、親族などの関係を証明する書類および現使用权者の使用許可証を添付して市に提出し、許可を受
- (4) 住所・氏名の変更届出
変更したときは、住所（氏名）変更届と使用許可証を市に提出し、新たな許可証の交付を受けなければなりません。
- (5) 埋蔵などの届出
使用者は、墓地に焼骨を埋蔵するときは、市に届け出なければなりません。
- (6) 使用許可の取り消し
下記の各号に該当するときは、使用許可を取り消す場合があります。
- (7) 墓地の返還
10年を経過したとき、墓地を他人に転貸したり、譲渡しようとしたとき。
- (8) 工作物などの設置
① 墓碑およびこれに類する施設の高さ 2m以内
② 囲障の高さ 1m以内（立戸墓苑では、囲障の設置は認めません）
③ 盛土の高さ 10cm以内
- (9) 墓地の管理
墓地内の維持管理は、使用者自ら行ってください。

使用許可の決定

市営墓地の使用者を次のとおり募集します。
希望する方は、次の事項をよく確認の上、使用許可申請書を提出してください。

申し込み期間
11月2日(月)～20日(金)（土・日曜日、祝日を除く）
8時30分～17時15分

その他

- 許可申請は、一世帯につき一区画に限ります。ただし、申込期間内に申し込みのなかった区画は、一世帯につき二区画以上の許可申請を認める場合があります。
- 申込期間内に申し込みのなかった区画は、11月24日(火)から随時申し込みを受け付けます。
- 使用者を募集する区画には、現地に立札（区画番号と永代使用料を記載）を設置しています。
- 墓碑の構造によっては、地下水が納骨所内に流入する場合があります。

使用申請者の資格

大竹市に住所または本籍を有し、「墓地の使用許可条件」を遵守できる方

申し込みに必要なもの

- ① 使用許可申請書
- ※ 環境整備課窓口・各支所に設置しています。（市ホームページからもダウンロードできます）
- ② 申し込み本人の住民票の写し（本籍の記載があり、発行後3カ月以内のもの）

立戸墓苑（立戸2丁目）



立戸墓苑略図



※ ■ が募集区画です。（※ ○は返還された区画です）

区画番号	公募区画数	面積（縁石を含む）	永代使用料（1区画あたり）
⑧292	1	2.5㎡	656,000円
⑩324、327	2	2.5㎡	643,000円
⑫340～374	20	2.5㎡	630,000円
⑬236～255	13	2.5㎡	624,000円

黒川墓苑（黒川2丁目）



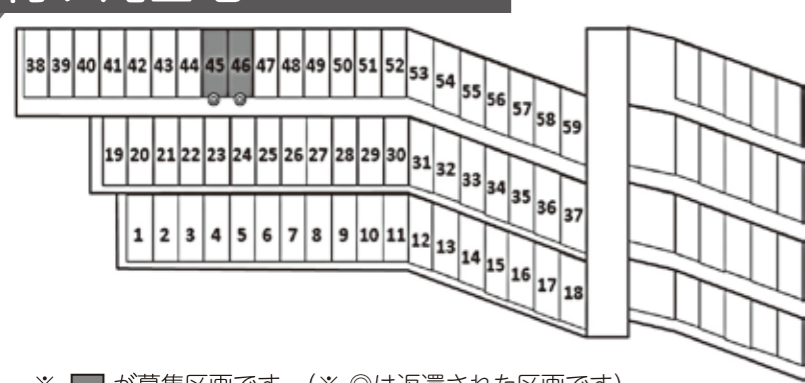
黒川墓苑略図



※ ■ が募集区画です。（※ ○は返還された区画です）

区画番号	公募区画数	面積（縁石を含む）	永代使用料（1区画あたり）
67	1	3.0㎡	570,000円

梅ヶ滝墓地（元町3丁目）



梅ヶ滝墓地略図



※ ■ が募集区画です。（※ ○は返還された区画です）

区画番号	公募区画数	面積（縁石を含む）	永代使用料（1区画あたり）
45、46	2	3.0㎡	272,000円